

(資料作成基準日)
2025年8月30日

～ 確定拠出年金の出口戦略 ～

企業型DC・iDeCo 受取時の税制とは？



一時金



年金

税金？



社会保険料？

三井住友銀行
プライベート・アドバイザリー本部
HRアドバイザリー部
確定拠出年金推進室



SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION

企業型DC

2014年

2024年

（加入者数）

約466万人

約830万人

（老齢給付金受給者）

年間4.5万人

年間9.5万人

（一時金の受給金額／1件あたり）

平均456万円

平均492万円

iDeCo

2014年

2024年

（加入者数）

約18.4万人

約329万人

（老齢給付金受給者）

年間1.7万人

年間3.7万人

（一時金の受給金額／1件あたり）

平均302万円

平均309万円

企業型DC

2014年

2024年

(加入者数)

約466万人

約830万人

(老齢給付金受給者)

年間4.5万人

年間9.5万人

(一時金の受給金額／1件あたり)

平均456万円

平均492万円

DC資産額の例



家電メーカー勤務：60歳

約3,800万円



証券会社勤務：54歳

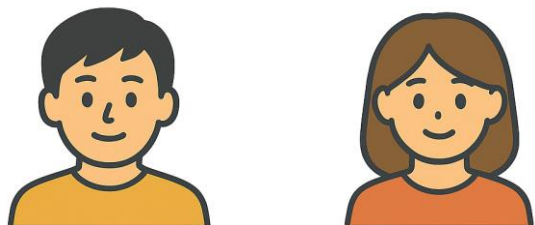
約2,780万円



電力会社勤務：57歳

約1,580万円

※三井住友銀行調査結果を基に作成（2024年4月1日資格喪失者）



59歳以下は原則受取不可

企業型DCの資格喪失時

※iDeCoの掛金拠出を停止した場合は運用指図者として60歳まで継続



- 転職先の企業型DCへ移換
- iDeCoへ移換
- 通算企業年金に移換



60歳以上は原則受取可能

企業型DC

iDeCo

※企業型年金規約によって異なる



- 一時金で受取（退職所得）
- 年金で受取（雑所得）
- 一時金・年金を併用して受取



退職所得（分離課税）

$$\left(\text{収入額} - \text{退職所得控除額} \right) \times \frac{1}{2} = \text{課税所得}$$

- 加入期間が長いほど退職所得控除で税金が軽減
- 1/2課税のため税負担が軽減
- 社会保険料には影響なし
- 給与収入が高くても影響なし



退職所得控除額の計算方法

お客さまセミナー資料

情報提供資料



(転職)
企業型DC→iDeCo

企業型DC拠出 15年

iDeCo拠出なし 10年

※掛金拠出をしない場合は勤続年数は増えません

通算
15年



(勤務先で退職金制度改定)
DB→企業型DC

他企業年金 (DB) 20年

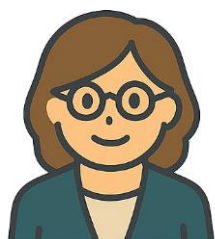
企業型DC 18年

通算
38年

勤続年数	退職所得控除額	計算例
勤続 <u>20年以下</u>	40万円 × 勤続年数 (最低80万円)	勤続15年 <u>600万円</u> まで控除
勤続 <u>20年超</u>	70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円	勤続38年 <u>2,060万円</u> まで控除

【企業型DC・iDeCoの一時金受取時の補足説明】

- 確定拠出年金では、掛金払込期間を勤続年数(1年未満切り上げ)として計算します。
- 企業型確定拠出年金や他の企業年金制度から、iDeCoに資産を移換した場合は、その期間も含みます。
- 同年および前年以前19年以内(2022年に老齢一時金を請求する場合、2003年から2021年)に、他の退職所得があって勤続期間が重複している場合、勤続期間を調整して、退職所得控除額を計算します。



【モデルケース】

企業型DC資産額：2,500万円（全額一時金で受取）

加入期間：38年間（他企業年金→企業型DCの通算）

$$1 \quad (\text{収入額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{課税所得}$$

$$(2,500\text{万円} - 2,060\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 220\text{万円}$$

$$2 \quad \text{課税所得} \times \text{各種税率（所得税・住民税）} = \text{税金}$$

$$\text{所得税} : 220\text{万円} \times 10\% - 97,500\text{円} = 122,500\text{円}$$

$$\text{復興特別所得税} : 122,500\text{円} \times 2.1\% = 2,572\text{円}$$

$$\text{住民税} : 220\text{万円} \times 10\% = 220,000\text{円}$$

※資料作成基準日（2025年8月30日）時点の所得税の税率に基いて計算



雑所得（総合課税）

公的年金等の収入額 - 公的年金等控除額 = 雑所得

- 公的年金等控除額で税金が軽減

働き方や収入等で個人差あり

- 総合課税で税金・社会保険料の負担が増加



公的年金等控除額（65歳未満）



年齢：60歳

企業型DC資産額：500万円

DC受取金額：60歳から64歳まで年間100万円

公的年金等の収入額 － 公的年金等控除額 ＝ **雑所得**

100万円 － 60万円 ＝ **雑所得40万円**

受給者の 年齢	その年の公的年金等の収入額 (A)	公的年金等控除額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 ～2,000万円以下	2,000万円超
65歳 未満	130万円未満	60万円	50万円	40万円
	130万円以上 ～ 410万円未満	(A)×25%+27.5万円	(A)×25%+17.5万円	(A)×25%+7.5万円
	410万円以上 ～ 770万円未満	(A)×15%+68.5万円	(A)×15%+58.5万円	(A)×15%+48.5万円
	770万円以上 ～ 1,000万円未満	(A)×5%+145.5万円	(A)×5%+135.5万円	(A)×5%+125.5万円
	1,000万円以上	195.5万円	185.5万円	175.5万円



雑所得が増える影響（65歳未満）

お客さまセミナー資料

情報提供資料



職業：定年退職後に無職

収入：前年は雑所得40万円

住所：東京都千代田区

1 $(\text{雑所得} + \text{他の所得}) - \text{各種控除} = \text{課税所得}$

$(40\text{万円} + 0\text{万円}) - \text{基礎控除} = \text{税負担なし（影響なし）}$

※令和7年度税制改正により合計所得金額132万円以下の基礎控除は所得税95万円・住民税43万円

2 $\text{前年度の収入} - \text{基礎控除} = \text{算定基礎額 (A)}$
 $(A) \times \text{市区町村の保険料率} = \text{国民健康保険料}$

国民健康保険料・介護保険料 = 毎月2,008円（影響なし）

※東京都千代田区HP掲載「令和7年度 千代田区国民健康保険料の試算シート」に基づき
三井住友銀行が作成、国民健康保険料率は市区町村によって異なります。



公的年金等控除額（65歳以上）

お客さまセミナー資料

情報提供資料



年齢：65歳

企業型DC資産額：1,000万円

DC受取金額：65歳から74歳まで年間100万円

公的年金受給額：65歳から220万円

公的年金等の収入額 － 公的年金等控除額 = **雑所得**

320万円 － 110万円 = **雑所得210万円（DC受取分増加）**

受給者の 年齢	その年の公的年金等の収入額 (A)	公的年金等控除額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 ～2,000万円以下	2,000万円超
65歳 以上	330万円未満	110万円	100万円	90万円
	330万円以上 ～ 410万円未満	(A)×25%+27.5万円	(A)×25%+17.5万円	(A)×25%+7.5万円
	410万円以上 ～ 770万円未満	(A)×15%+68.5万円	(A)×15%+58.5万円	(A)×15%+48.5万円
	770万円以上 ～ 1,000万円未満	(A)×5%+145.5万円	(A)×5%+135.5万円	(A)×5%+125.5万円
	1,000万円以上	195.5万円	185.5万円	175.5万円



雑所得が増える影響（65歳以上）

お客さまセミナー資料

情報提供資料



職業：公的年金受給後は無職

公的年金220万円の税率：所得税5%、住民税10%

住所：東京都千代田区（国民健康保険料 毎月10,080円）

1

課税所得の増加額 × 各種税率 = **税金の納付増加額**

DC受取分100万円 × 合計15% = **年間約15万円増加**

※所得税率5%・住民税率10%で計算、実際の税額とは異なります。

2

公的年金220万円 + DC受取分100万円 = 収入320万円
前年度の収入320万円 で国民健康保険料等を計算

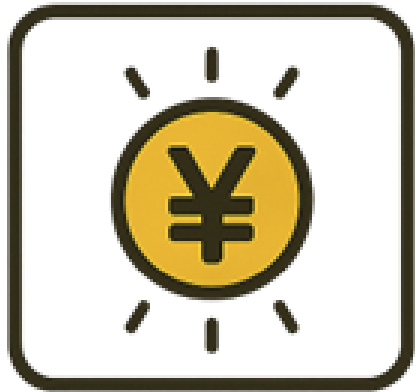
国民健康保険料 = 毎月19,815円（年間約11.7万円増加）

※東京都千代田区HP掲載「令和7年度 千代田区国民健康保険料の試算シート」に基づき
三井住友銀行が作成、国民健康保険料率は市区町村によって異なります。



一時金で受け取る場合のポイント

POINT



一時金

退職所得控除額は使い切る

退職所得が多い場合は年金受取を併用

資産運用を継続したい場合は受取後に投資



年金で受け取る場合のポイント

POINT



年金

60歳～64歳までの公的年金等控除を活用

他の収入が多い場合は税金の影響に注意

退職後は国民健康保険料の影響に注意



出口戦略モデルケース：60歳定年後に継続雇用

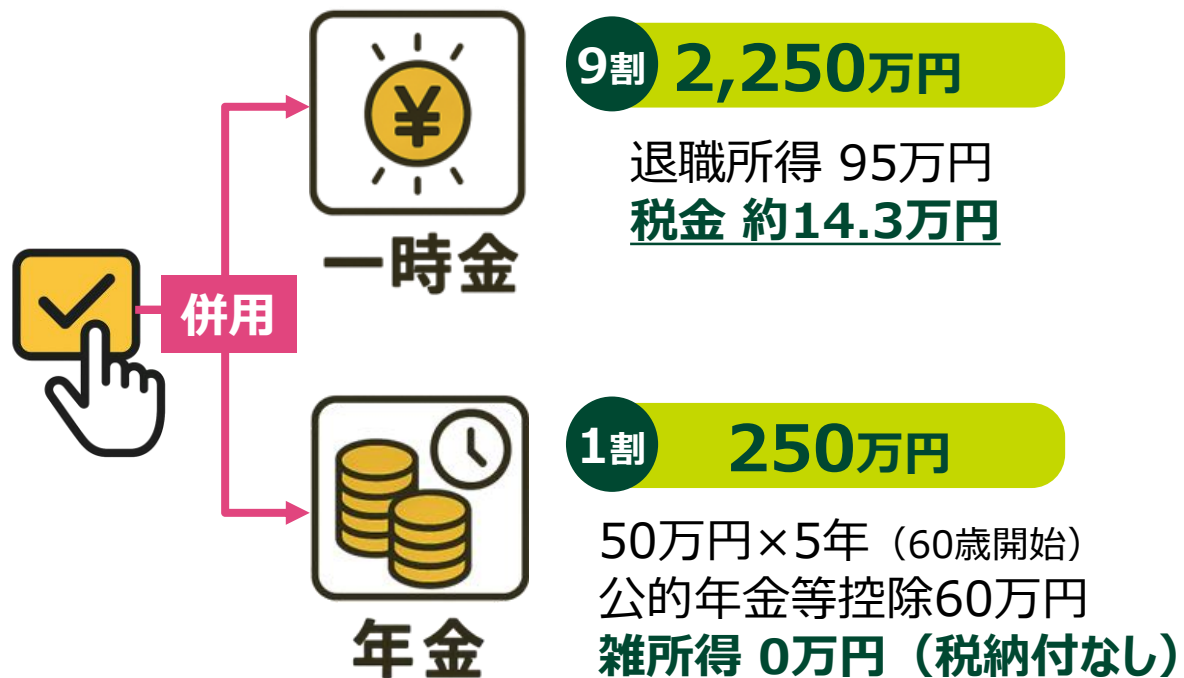


企業型DC資産額：2,500万円 ※他退職所得はなし

加入期間：38年間（退職所得控除額2,060万円）

想定税額：退職所得220万円（税金約34.5万円）

収入：60歳定年退職後は65歳まで年収400万円で継続雇用



ポイント解説



60歳から年金受取を併用して公的年金等控除を利用



年金受取をすることで、退職所得が下がり税金減少



iDeCoに新規加入することで継続雇用中も所得控除に

※一時金・年金の併用時に選択できる割合は運営管理機関によって異なります

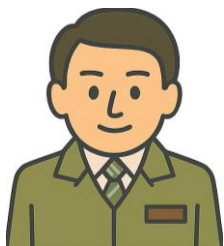
（監修：株式会社AGSコンサルティング／AGS税理士法人）



出口戦略モデルケース：60歳定年後に継続雇用

お客さまセミナー資料

情報提供資料



企業型DC資産額：1,000万円 ※他退職所得は3,000万円

加入期間：38年間（退職所得控除額2,060万円）

想定税額：退職所得970万円（税金約267万円）

収入：60歳定年退職後は65歳まで年収400万円で継続雇用

ポイント解説



一時金

3,000万円

他の退職所得 470万円
税金 約99.3万円



年金

1,000万円

200万円×5年（60歳開始）
公的年金等控除77.5万円
雑所得 122.5万円（総合課税）



退職所得の税率が高くなる場合は、総合課税時の影響を想定しつつ年金受取を検討

前提：給与所得控除124万円・社会保険料控除60万円
基礎控除（所得税58万円・住民税43万円）で税金計算

区分	収入	所得	年間税金
給与所得	400万	276万円	約25万円
退職所得	4,000万	970万円	約267万円
給与+雑	600万	399万円	約48万円
退職所得	3,000万	470万円	約99万円

iDeCoに加入することでさらにメリット



出口戦略モデルケース：55歳早期退職後に別会社に就職

お客さまセミナー資料

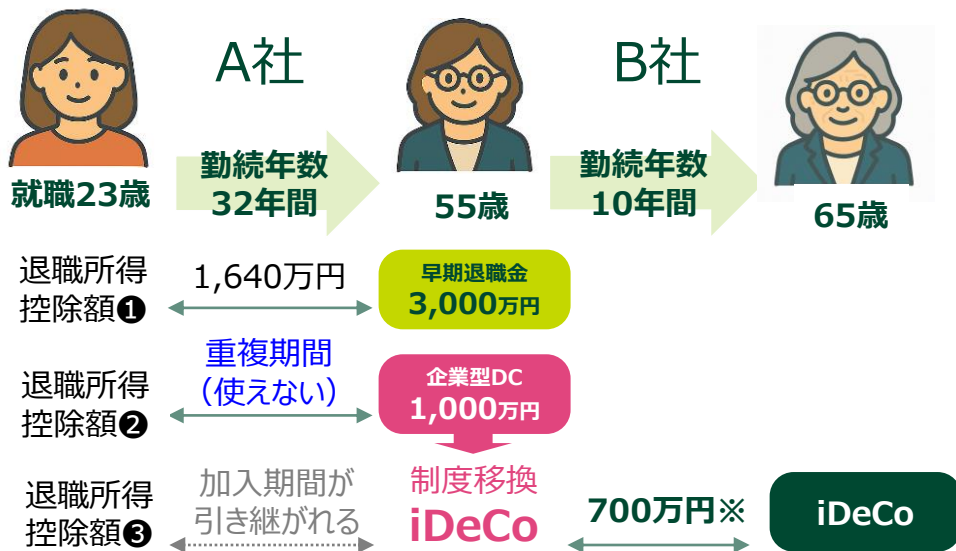
情報提供資料



企業型DC資産額：1,000万円 ※早期退職金は3,000万円

加入期間：32年間（55歳時点の退職所得控除額1,640万円）

収入：65歳まで年収400万円で勤務予定



< ※iDeCo一時金受取時の退職所得控除 >

②（32年間）と③（10年間）を合算した42年間分の2,340万円からすでに利用した勤続年数重複期間分の1,640万円を控除した700万円

ポイント解説



60歳未満で退職し、企業型DC資格を喪失した場合はiDeCoに制度移換が必要

※転職先で企業型DCの加入者になる場合は企業型DCに資産を移換



iDeCoで「掛金拠出」をする期間は退職所得控除の勤続年数に含まれる

※運用指図者の場合は勤続年数に含まれない



POINT



働き方や収入をふまえて60歳前に検討する

必要に応じて専門機関に相談する

受給後の資産運用・資産管理も大切

iDeCoに資産を移換いただくとVポイントを最大30,000円相当プレゼント！

iDeCoの移換手続

移換金額に応じて

最大 **30,000円** 相当の
Vポイントをプレゼント!!

プレゼント獲得には
特典コード入力を!



条件を満たせばもちろんVポイントをプレゼント

3,000万円以上 **30,000円**相当

1,000万円～3,000万円未満 . . . **15,000円**相当

500万円～1,000万円未満 **10,000円**相当

100万円～500万円未満 **5,000円**相当

1万円～100万円未満 **1,000円**相当

Vポイントプレゼントには各種条件を満たす必要があります。詳細は三井住友銀行のHPをご覧ください。

くわしくは三井住友銀行ホームページをご覧ください！

三井住友銀行TOPページ → 商品・サービス → 預金・資産運用
→ 個人型確定拠出年金「iDeCo（iDeCo）」→ 専用バナー

スマートフォンで確認される方はこちら

1. 商品・サービス

2. 預金・資産運用

3. 個人型確定拠出年金「iDeCo（iDeCo）」

4. iDeCo 移換手続

iDeCoとは、公的年金（国民年金・厚生年金）とは別に給付を受けられる私的年金制度のひとつです。
iDeCoの基礎知識からわかりやすくお伝えします。

iDeCo TOP iDeCoの特徴 ご加入までの流れ 企業型DC移換方法

iDeCo 移換手続
最大30,000円
Vポイントをプレゼント!!

iDeCoとNISA
どっちも使って
おトクに
資産形成

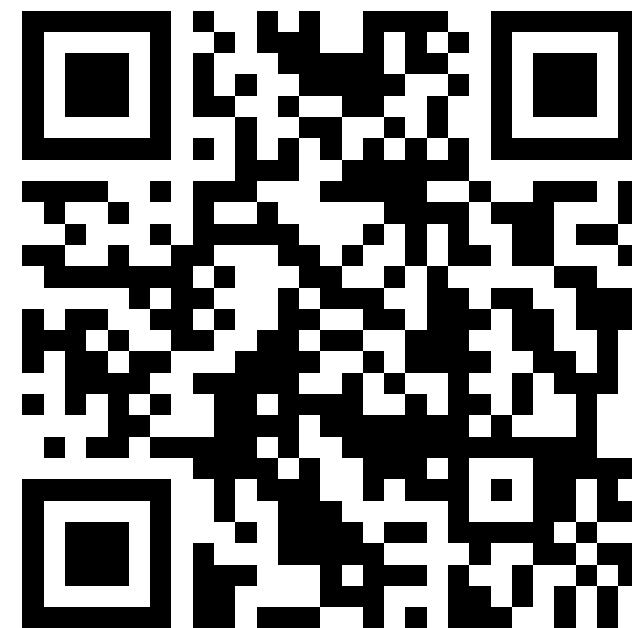
2024*12*
制度改正にともなう
iDeCoの
変更点について



三井住友銀行の支店窓口およびオンライン相談・電話相談にて
専門担当者のご案内させていただきます。

三井住友銀行TOPページ → 予約サービス → 資産運用や保険の相談がしたい
→ ご案内にそってご予約ください

スマートフォンで確認される方はこちら



- オンライン相談では平日夜間・土曜・日曜・祝日のお手続きが可能です
※初めてご相談いただく場合はオンライン相談をお勧めします
- 自由記入欄に「退職金の資産運用相談」等と入力いただくとスムーズです

- この資料は、情報提供を目的として、三井住友銀行が作成したものであり、特定の商品・サービスを推奨・勧誘するものではありません。
- この資料の内容は、2025年8月30日現在の情報に基づいて作成しております。今後変更になる可能性があり将来を保証するものではありません。
- この資料に記載した以外にもご留意いただきたい事項がございます。お申込みに際しては、店頭窓口または当行HPに掲載の各商品・サービスに関するご留意点を必ずご確認ください。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご確認ください。
- セミナー内で紹介しているキャンペーンは、作成時点の情報に基づいています。キャンペーン内容は変更されることがありますので、最新の情報は、当行のHPでご確認ください。